

転出届(転入届の特例)

特例による転出届を行う場合は、転入届時にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードの提出が必要となります。(転出証明書は不要となります。)

亀岡市長様

届出年月日	年月日	届出人	
転出予定年月日	年月日	連絡先 (電話番号)	

住所	新		世帯主	新	
所	旧	亀岡市		旧	
No.	ふりがな 氏名	生年月日	性別	カード	カード種類 *右欄有だけ該当に ○で囲んでください
1		明・大・昭・平・令 年月日	男 ・ 女	有 ・ 無	マイナンバー 住基
2		明・大・昭・平・令 年月日	男 ・ 女	有 ・ 無	マイナンバー 住基
3		明・大・昭・平・令 年月日	男 ・ 女	有 ・ 無	マイナンバー 住基
4		明・大・昭・平・令 年月日	男 ・ 女	有 ・ 無	マイナンバー 住基
5		明・大・昭・平・令 年月日	男 ・ 女	有 ・ 無	マイナンバー 住基

★必ず転出される前にこの用紙を郵送してください。

転出の日から14日を超えた場合は受付できませんのでご注意ください。

【送付先】〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所市民課受付係

★電話番号は必ず、午前8時30分から午後5時15分の間に連絡をすることができる番号を記入してください。

★特例による転出をする場合は、転入時にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードの提出及び暗証番号の入力が必要となります。

★マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちでない場合や、カードが停止中などの場合は届出できません。

★転出する市区町村で、国民健康保険、国民年金、介護保険、および教育委員会での就学児童に関する手続きが必要となる場合があります。

(以下亀岡市使用欄)

受付	受付日	入力	入力日	照合